

財務省告示第二百八十八号

省令第三十号（第七條第三項の規定に基づき、平成十五年三月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年四月十四日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその項の適	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行価格	発行日	利率	経過利子のみ
利付国庫債券（五年）（第二十五回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一〇一号）第十一條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替を簡易生命保険特別会計の積立金による引受け	簡易生命保険特別会計の積立金による引受け	額面金額で千七百七十七億七千七百七十九万円	額面金額で千七百七十七億七千七百七十九万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年三月二十五日	〇・三パーセント	郵政事業庁長官は、払込金額に	加え、次の算式により算出した金額を第十八号に規定する期日に

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3 \times 5}{100 \times 365}$$

平成十五年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。以下、次の及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.3 \times 1}{100 \times 2}$$

第十四 第二期以後の利息以  
 償還期限  
 償還金額  
 元利支額  
 払込場所  
 平成十五年三月二十五日

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利息を支払う。平成二十年三月二十日日本銀行額面金額百円につき百円